

占領憲法の無効原因 ②

祖国再生同盟代表・弁護士 木原功仁哉



憲法とは何か

前回から「眞正護憲論」の概要を解説しており、今回は、帝国憲法から占領憲法への改正が改正限界を超える（國體規定違反）ゆえに無効であることについて、そもそも「憲法とは何か」に遡って述べることとしたい。

よく「憲法は、国家権力を縛って人権を保障することとが目的である」との説明がまことしやかになされるが、占領憲法9条を守って戦力を放棄し、国民個人の人権を守っても、他国から侵略されて国民が減んではいけないことくらい、中学生でもわかることである。憲法は、そのような目的論のみで語られるほど浅薄なものではない。

一つ譬え話をすると、和菓子でも何でもよいが、代々続く老舗には「のれん」という信用の集合体があり、

などは「憲法」との名称であるかどうかを問わず「実質的意味の憲法」すなわち「國體」を構成しており、帝国憲法の起草者である井上毅は、十年の月日を要して我が国の國體を忠実に反映させた憲法を起草したのである。また、代々承継されてきた皇室の御家法のうち最小限の部分が明文で定められたのが皇室典範（明治典範）であり、皇室祭祀の基礎となっている。

したがって、「憲法」というものは、特に我が国のような伝統国家の場合、一つの世代が勝手にいじくって成立させたものではなく、悠久の歴史と伝統の積み重ねを反映させたものでなければ本物ではない。そのような意味で、我々は祖先に対してもっと謙虚にならなければならない。

実質的意味の憲法（國體）に反する立法

つまり、「実質的意味の憲法（國體）」が先にあって、このうち、国家統治に関する部分について近代の憲法学にならって書き起こしたのが帝国憲法であるということである。我々は、祖先が築き上げた文化、産業、民俗だけでなく、先人が代々守ってきた規範たる「法

家訓、創業の精神などが何代にもわたって受け継がれている。それが文章に書き起こされているか、口頭のみで引き継がれているかは関係ない。その中心にあるのは、その家の祖先祭祀であり、子孫が祖先に対して常に慎みの念を持ちながらこれらを守りつつ、家業に励んでいる。

国家という言葉があるのとおり、国と家とは雛型の関係に立つから、先ほどの老舗の譬え話は国にも応用することができる。神武天皇ご即位以来2600年の歴史がある伝統国家である我が国は、歴代天皇が護って来られた修理固成の御神勅、天壤無窮の御神勅、聖徳太子の憲法十七条及び五箇条の御誓文などの規範の積み重ねがあり、それを近代の憲法学にならって書き起こしたのが帝国憲法である。換言すれば、神勅や誓文

（國體）を次の世代に承継させる、逆に言うと、一つの世代がこの「法」を断絶させようとする悪法を作ったとしても違憲であるとしてその効力を否定する、これを「法の支配」すなわち「國體の支配」と呼ぶ。

例題をとって、以下の立法が合憲かどうかについて検討する。国会が①「公用語を英語とする」との立法をした場合、②親の財産の多寡で、多く財産を貰える人とそうでない人の格差を生じさせてはいけないとの理由で、相続制度自体を廃止するとの立法をした場合、③同性婚だけでなく、動物（犬・猫）との婚姻を認めるとの立法をした場合、である。

結論としてはいずれも違憲である。まず①について、英語を公用語にしようとする運動は、明治維新の後や、先の大戦後すぐの頃にも起こったのであるが、法律レベルでは、裁判所法74条で「裁判所では、日本語を用いる」と定めるのみで、憲法レベルで公用語が何かを定めた規定がなく、新たに「公用語を英語とする」との法律を制定することは一見合憲であるように思える。

しかし、我が国は数千年にわたり日本語（やまとこ

とのほ)が言語体系の中核であり、海外から漢字や英語

取り入れてきた歴史があるとしてもそれは補助的・副次的なものにすぎないのであるから、日本語が公用語であるというのは法的確信に達し、『実質的意味の憲法』を構成する。よって、英語を公用語とする立法は違憲としてその効力を否定できる。このように、法の解釈は、『紙に書かれたものだけが法律である』(法実証主義)という安易な方法によるべきでなく、明文化されているか否かを問わず、その国ごとの歴史、文化等をつぶさに検討して、何が『法』であるかを抜き出していくという作業が、法律家の重要な使命なのである。

②について、相続制度の本質は何かといえ、家族にとつて神聖な領域となるべき祭祀の承継である。戦前の民法では家督相続と遺産相続がセットとなった相続制度で、このうち家督相続は戸主(家長)ないし祭祀主宰者たる地位の承継であり、それを財産面から支えるための制度が遺産相続であった。つまり『恒産無ければ恒心無し』というとおり、安定した家産(身代)の承継が家の安定と、それによる文化伝統の維持発展をもたらすことから、家督相続が主、遺産相続が従の関係にあった。

とどまらず、国民同士の団結に繋がるのである。

この点に目を付けたGHQが、我が国を弱体化させるためにまず着手したのが家の制度の解体であった。家族内を個人個人に分解して対立抗争を促進させて崩壊させ、さらにこれに近似する同族会社などの事業体の調和も崩壊し、その結果、我が国の解体が完成するためであった。そのため、戦後の民法改正により家督相続を廃止し、遺産は兄弟間で均等に相続させる均分相続となったため、農地が『田分け』されて農業が疲弊する、まさに相続法制の変更に『戯(たわ)げ者』が国家によって大量に生まれたわけである。そうはいっても、2600年前から現在に至るまで天皇たる地位の承継(家督相続)がなされる皇室が守られており、一般の家族においても『夫婦同姓の原則』として家の制度が辛うじて受け継がれていることからすると、伝統的な家の制度とそれを承継するための相続制度は実質的意味の憲法(國體)を構成するのであり、相続制度自体を廃止することは違憲であるというべきである。

③については、以上のように、私たちの祖先が守ってきた『家』というものは、先祖・子孫という縦軸と

そのむかし、フランス民法を基礎としたポアソナー草案による(旧)民法を、明治23年に公布、同26年から施行しようとしたが、『民法出でて忠孝滅ぶ』との大論争(民法典論争)の結果、その施行が無期延期(実質的な廃案)となった。そこで、今度はドイツ民法を基礎とした(明治)民法が明治31年に公布・施行された。これには家の制度が取り入れられたのであるが、それでも我が国の伝統に適さないとの批判があり、大正時代に改正が企てられたものの成功しなかったという経緯があった。それほど、伝統的な家の制度が、国民の意識の中に強く根付いていたのである。

そして『家』の概念は、先祖(ancestor)という縦軸と家族(family)という横軸とで成り立つものであり、その各々の祖先の宗家が『万世一系の皇統』に連なるのである。換言すれば、我々の祖先は10代さかのぼれば1024柱(2の10乗)、27代さかのぼれば1億3000万柱に達するから、祖先をたどるとどこかで皇室と繋がるはずであるし、見ず知らずの国民同士でも何代かさかのぼると祖先が同じだったりするので、祖先祭祀を尊重することは、皇室に対する崇敬に

家族・配偶者という横軸の複合体であり、いずれかを否定するような婚姻制度は否定されるべきであり。現在盛んにマスメディアが持ち上げているLGBTQの権利なるものは、人間が本来持っている『男らしさ』『女らしさ』を否定することで健全な本能を劣化させ、思想的な『断種』を促進するものである。これとワクチン普及による医学的な断種とを組み合わせることによって人口増加を抑えて食糧危機に備えようとしているのが国際金融資本の目論見であるが、いずれも人倫に悖るものであることは論を俟たないことである。

つまり、同性婚は、先祖・子孫という縦軸を否定し、我が国の『家』の概念に合致しないことが明らかであるから違憲であると言ふべきであり、動物(犬・猫)との婚姻が認められないことも同様である。

以上のとおり、実質的意味の憲法(國體)について具体的にイメージしてもらえたとと思うが、占領憲法の中核的思想である『国民主権』主義(第一条後段)は、まさに天皇を国民の僕とするかのごとき思想であり、國體に明らかに反するから、帝国憲法の改正限界を超えて無効であることを次回詳述したい。(つづく)